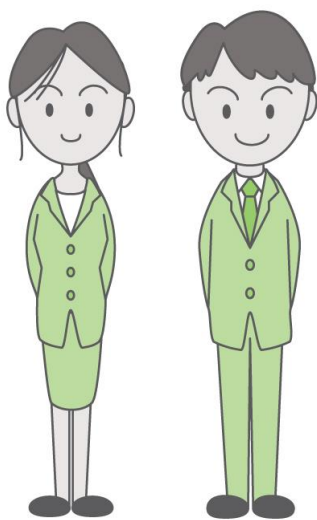


遠賀町男女共同参画社会推進計画 (第2次) 改訂版

男女がともに認め合い
ともに活躍できるまちづくり



遠賀町

平成27年2月

<目 次>

第1章 推進計画の趣旨	1
1. 遠賀町男女共同参画社会推進計画の見直しの趣旨	1
2. 遠賀町男女共同参画社会推進計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 計画の基本理念、基本方針	2
1. 基本理念	2
2. 基本方針	3
第3章 施策の内容	5
基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり	5
(1) 人権を尊重しあう気持ちを育む	5
(2) 学校教育などにおける男女共同参画教育を進める	7
(3) 家庭や地域における男女共同参画意識を広げる	9
基本方針2 男女がともに活躍できる社会環境づくり	10
(1) 男女がともに社会活動できる機会を増やす	10
(2) 男女がともに能力を発揮できる就業環境を整える	12
(3) 政策・方針決定の場への男女共同参画を進める	14
基本方針3 男女が自立し安心できる生活づくり	16
(1) ワーク・ライフ・バランスを進める	16
(2) 心と体の健康づくりを支援する	18
(3) 男女共同参画に関わる人権侵害の根絶と被害者の支援を進める	20
<ドメスティック・バイオレンス（DV）に関するネットワーク>	22
第4章 計画の推進体制、重点施策	23
1. 推進体制	23
2. 重点施策・目標一覧	24
【用語解説】	25

第1章 推進計画の趣旨

1. 遠賀町男女共同参画社会推進計画（第2次）の見直しの趣旨

本町では、平成15年度に、男女共同参画社会*の実現に向けて施策を推進するために、「遠賀町男女共同参画社会推進計画（第1次）」を策定し、平成21年度に第2次推進計画を策定しました。

策定後、毎年度、計画の現状と課題を把握し、今後の取り組みを検討しています。

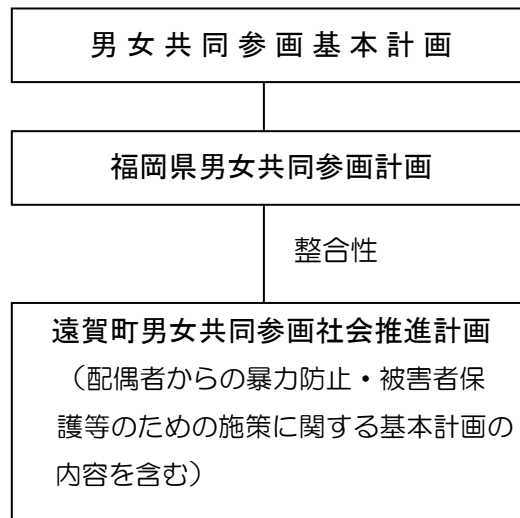
今回、第2次推進計画の中間年に当たることから、実施事業の評価と社会情勢の変化等を踏まえて、「遠賀町男女共同参画社会推進計画（第2次）」の基本理念・基本方針は継続し、施策内容の一部の見直しを行いました。

2. 遠賀町男女共同参画社会推進計画の位置づけ

遠賀町男女共同参画社会推進計画は、男女共同参画社会基本法*第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、施策の推進計画を含むものとして策定しました。

さらに、平成25年4月1日施行した遠賀町男女共同参画推進条例の目的・基本理念を実現するための計画として見直しを行いました。

計画策定にあたっては、第5次遠賀町総合計画に基づき、男女共同参画社会基本法、遠賀町男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を考慮し、整合性を図っています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度（2015年）から平成31年度（2019年）までの5年間とします。平成31年度には計画の見直しを行い、社会情勢などの変化にも対応していきます。

第2章 計画の基本理念、基本方針

1. 基本理念

男女がともに認め合い ともに活躍できるまちづくり

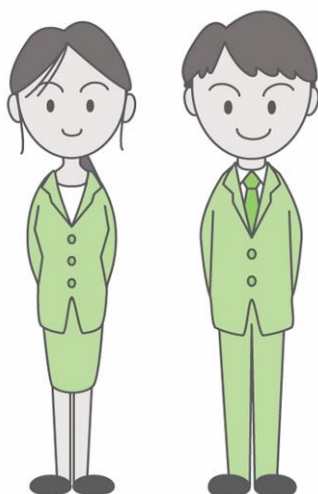
これまでの社会は、効率性を重視した産業社会の中で、男性を中心とした社会システムが形成され、日本の経済成長は支えられていました。一方では、「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な性別役割分担意識により、男性と女性の平等に対する意識が薄れ、お互いの思いやりが充分ではありませんでした。

現在は、人々のライフスタイルは多様化し、個人の意思が尊重される社会となっており、お互いの人権に配慮しながら人間らしく生きられる社会が必要となっています。近い将来、さらに少子高齢化が進むことで、労働人口の減少も懸念されます。

豊かな社会を維持していくためには、地域社会や職場などで個人の持てる能力を発揮し、活躍できる社会づくりが必要です。

また、農村地域や住宅団地など地域による慣習の違い、若い人や高齢者の年代による意識の差などがあり、お互いを尊重しながら、男女とも自立し、かつ支えあう、意識づくりや人づくりも必要です。

男女共同参画社会実現に向けての大きなステップとして、子育てしやすいまちづくりや男女がともに活躍できる場づくりを通し、安心して住みよいまちづくりを進めていきます。



2. 基本方針

基本方針 1 男女共同参画意識を育てる人づくり

基本方針 2 男女がともに活躍できる社会環境づくり

基本方針 3 男女が自立し安心できる生活づくり

〔 基本方針 1 男女共同参画意識を育てる人づくり 〕

憲法では基本的人権の尊重が保障されています。男女共同参画社会とは、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」であり、一人ひとりの人権を尊重する意識が必要です。そこで、人権を尊重するための啓発と教育に取り組み、男女共同参画意識を持った人づくりを進めます。特に身近な家庭、地域、学校などさまざまな場において、子どもから高齢者まで男女共同参画の意識を形成できるための取り組みを進めます。

〔 基本方針 2 男女がともに活躍できる社会環境づくり 〕

豊かで住み良い地域づくりには、男女が対等な立場でパートナーシップを築き、互いの意見が反映されていくことが必要であり、そのための社会の仕組みづくりが必要です。地域においては、男女がともに社会活動に積極的に関わる機会を増やしていきます。就業については、男女格差がなく個人の持つ能力が十分に発揮され、家庭との両立も可能となる環境づくりを進めます。また、女性が地域社会や就業環境の中で能力を伸ばし、人材育成にも取り組むことによって、政策・方針決定の場における男女共同参画促進につなげていきます。

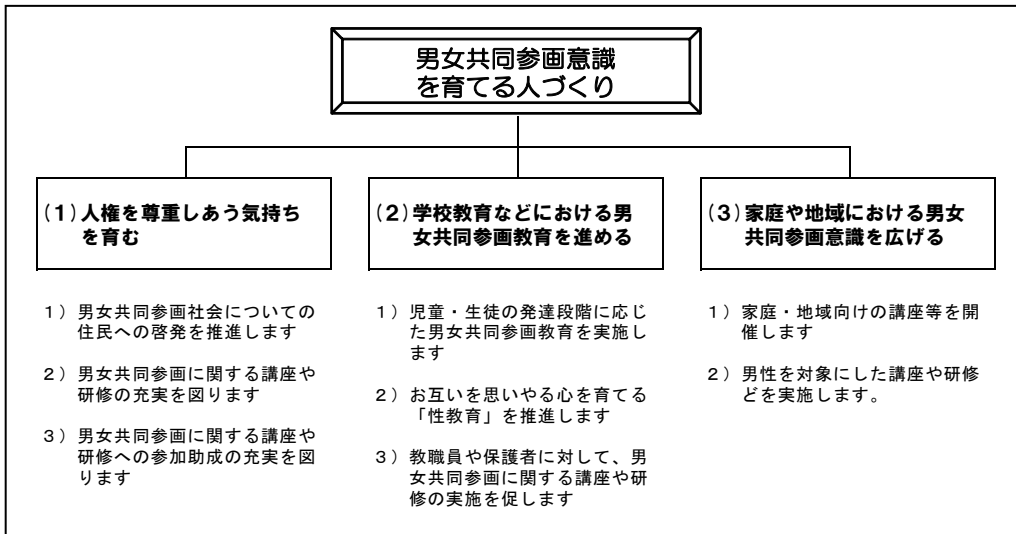
〔 基本方針 3 男女が自立し安心できる生活づくり 〕

育児や介護などの負担が一部の人に偏るのでなく、一人ひとりが自立し、安心した生活を営んでいくために、男女共同参画を進めるためのさまざまなサポートを行います。またそれぞれのライフステージに応じて、経済的自立や生活的自立、あるいは健康づくりなどについての支援を進めます。特に子育てについては、母親の負担を軽減し、女性の社会参加へのステップとするため、男性の育児への参加促進、各種サービスの充実、地域やボランティアなどの活動との連携などを通じ、男女で支えあう総合的なサポート体制を築き、住みよいまちづくりを進めます。

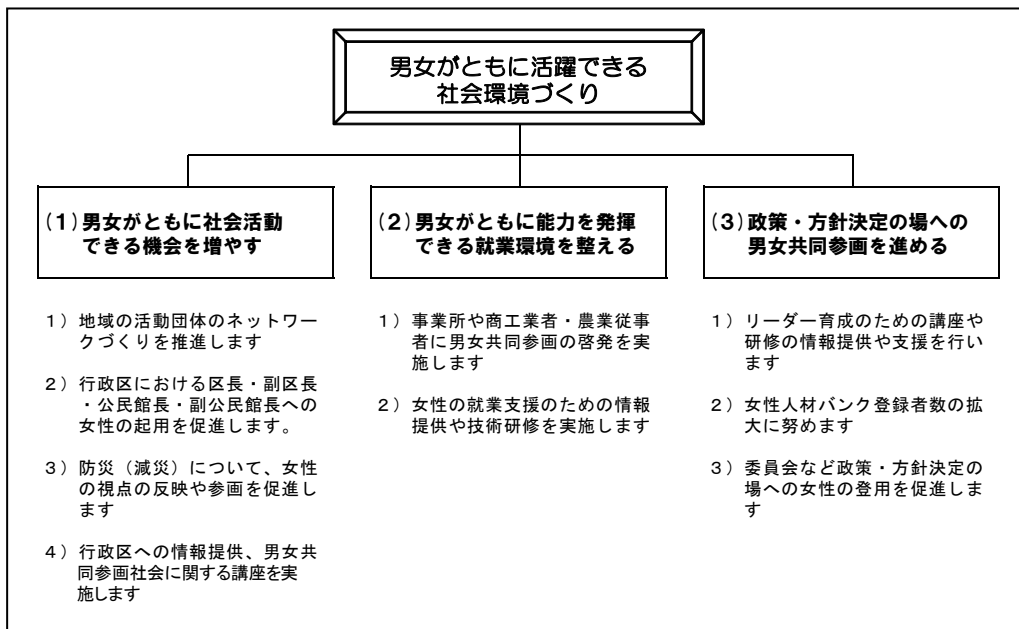
また、暴力やセクシュアル・ハラスメントについては重大な人権侵害と捉え、暴力防止のための啓発を推進するとともに、被害者保護の支援に取り組みます。

【体系図】

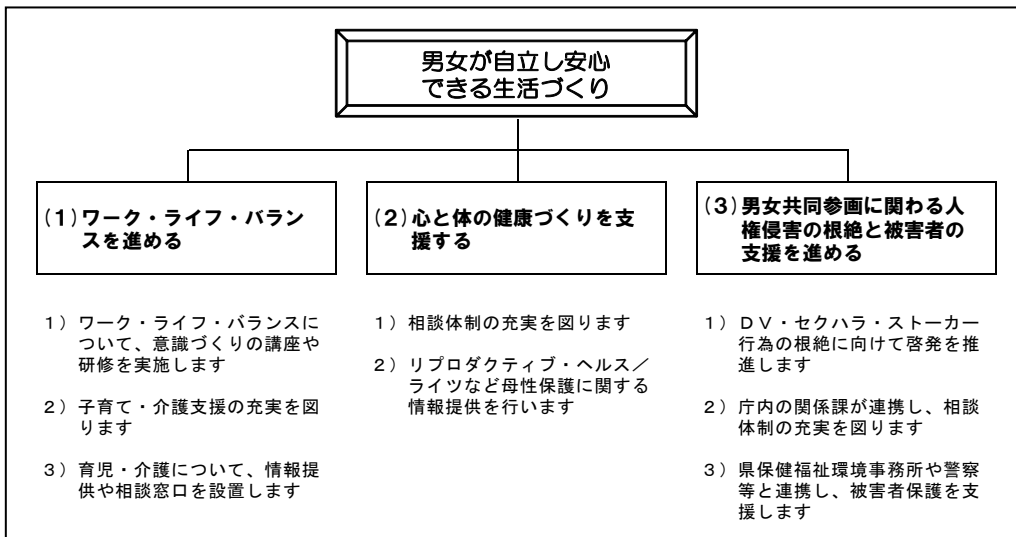
基本方針 1 男女共同参画意識を育てる人づくり



基本方針 2 男女がともに活躍できる社会環境づくり



基本方針 3 男女が自立し安心できる生活づくり



第3章 施策の内容

基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり

(1) 人権を尊重しあう気持ちを育む

《現状の課題と今後の取り組み》

遠賀町では、「男女共同参画社会」づくりの基本的な考え方と行動の指針を示し、住民や事業所などに広めるため平成24年度に遠賀町男女共同参画推進条例を制定しました。しかしながら、男女共同参画社会の認知度はまだ高いものとはいえ、男女共同参画社会の実現に向けさらに取り組みを進めていく必要があります。

男女共同参画の実現に向けての大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別にもとづく固定的な役割分担意識です。未だ男女の地位について不平等と感じているという声も数多くあり、性別をこえた個人として、お互いを尊重し合えるような関係づくりのために、まずは意識啓発を推進することが重要です。

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会である、「男女共同参画社会」を目指して取り組みを推進します。

男女共同参画に関する認識を深め、「社会的な性差（ジェンダー*）」の視点を定着させ、職場・家庭・地域におけるさまざまな慣習・慣行の見直しを進めるための広報・啓発活動を今後も継続していきます。

重点施策	目標
「男女共同参画社会」の啓発	認知度 90%

1) 男女共同参画社会についての住民への啓発を推進します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none">毎年6月の男女共同参画週間にあわせて広報おんがに特集記事を掲載するなどして周知を図っています。広報やホームページ、また役場庁舎、中央公民館、コミュニティーセンターの3箇所に人権・男女共同参画専用の掲示板を設置し、情報発信・意見募集を行っています。	<ul style="list-style-type: none">遠賀町男女共同参画推進条例の周知に努めます。広報・ホームページ・掲示板などを活用した情報発信・意見募集を継続します。全庁的に男女共同参画の視点をもった取り組みを行い、「男女共同参画社会」についての認知度を90%にすることを目指します。

担当課：福祉課、全庁的取り組み

2) 男女共同参画に関する講座や研修の充実を図ります

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none">• 各種講座や研修を関係機関・団体と連携して行っています。	<ul style="list-style-type: none">• 講座や研修の内容を充実させるとともに、多くの人に参加しやすいよう開催日時等の検討も行います。

担当課：福祉課

3) 男女共同参画に関する講座や研修への参加助成の充実を図ります。

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none">• 県内の男女共同参画に関する研修の交通費を全額補助する「男女共同参画研修参加補助金交付制度」を設けています。	<ul style="list-style-type: none">• 「男女共同参画研修参加補助金交付制度」を継続します。• 毎年行われている全国的な会議である「日本女性会議」への参加の補助制度について検討します。

担当課：福祉課

(2) 学校教育などにおける男女共同参画教育を進める

《現状の課題と今後の取り組み》

男女平等が進展した歴史的背景や人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの理解のための学習や、個人の能力を生かし、性別で差別することが無いような進路指導、生活指導は重要です。

学校教育や就学前教育により、子どもの頃から、男女平等や個人の尊厳などについて体系的に学習することで、社会通念・しきたりなどにとらわれない、男女共同参画意識の形成を目指します。性教育に関しては、若年層の人工妊娠中絶や性感染症の増加などが見られる中、自身が正確な知識を持ち、健康管理ができるようにするとともに、相手の心身の健康についても思いやりが持てるような適切な性教育を推進します。

また、「生活指導や進路指導において、男女の差をなくす配慮をする」「教員自身の固定観念をとりのぞく研修を行う」「男女平等の意識を育てる授業をする」等、男女共同参画推進の意識を持続するために、教職員や保護者による男女共同参画に関する研修等の実施を促進していきます。

重点施策	目標
児童・生徒に対する男女共同参画教育の実施	1時間/年

1) 児童・生徒の発達段階に応じた男女共同参画教育を実施します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の人権教育・道徳教育の中で一人ひとりの人権を尊重する教育を男女共同参画の視点に立って推進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育・道徳教育の中で、「男女共同参画」に関する授業をすべての児童・生徒に対して年間1時間の確保を目標として取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校において育児や介護に対する関心を高めるため、幼児や高齢者との交流や疑似体験を実施しており、中学校では、保育施設・高齢者施設への職場体験も実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における幼児や高齢者との交流など、体験型の学習を継続します。

担当課：学校教育課

2) お互いを思いやる心を育てる「性教育」を推進します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校においては、性教育指導計画に基づいて、学年に応じた教育を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校で男女共同参画の視点による性教育を継続します。
<ul style="list-style-type: none"> 専門的性教育については各校の自主的实施にゆだねています。中学校では外部講師等による性教育を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師・助産師等の外部講師による専門的性教育の実施を継続します。

担当課：学校教育課

3) 教職員や保護者に対して、男女共同参画に関する講座や研修を実施します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関するセミナーへの教職員や保護者に対して、参加の呼びかけを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠賀町学校人権教育研究協議会において、男女共同参画に関する研修を計画的に実施するよう促します。 P T Aに男女共同参画に関する研修の実施や男女共同参画講座等への参加を促します。

担当課：学校教育課・生涯学習課・福祉課

(3) 家庭や地域における男女共同参画意識を広げる

《現状の課題と今後の取り組み》

子どもの教育やしつけに関して、男女ともに自立するという考え方は浸透していますが、「男らしく」「女らしく」といった男女を区別する考えは、依然として根強く残っているという傾向があります。

身近なところで男女がふれあう場である家庭や地域において、男女を問わず個性や能力を伸ばすことができるような人権尊重の意識啓発を更に進める必要があります。現在、男女共同参画に関するセミナーについては参加者の固定化や高齢化、男性の参加促進などの課題もあり、講座内容を工夫する必要があります。

重点施策	目標
男性を対象にした講座や研修の実施	2回/年

1) 家庭・地域向けの講座等を開催します。

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進団体『遠賀町ひと・人応援団「どし」*』（以下 ひと・人応援団「どし」という）主催・町共催の男女共同参画セミナーを年に5回程度、町主催で2回程度実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ひと・人応援団「どし」と連携して男女共同参画セミナーを継続実施します。

担当課：福祉課・生涯学習課

2) 男性を対象にした講座や研修などを実施します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 男性料理教室など男性を対象にした講座を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性を対象に参加しやすい時間を設定した講座や研修など、年間2回を目標に実施します。

担当課：福祉課・生涯学習課

基本方針 2 男女がともに活躍できる社会環境づくり

(1) 男女がともに社会活動できる機会を増やす

《現状の課題と今後の取り組み》

暮らしやすい地域をつくり、豊かな生活を送るためには、男女がともに、職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようにする必要があります。また、地域活動に参加しやすくするためには、きっかけづくりや情報提供が必要だという声が多く、関心のある地域活動としては、ボランティア（社会奉仕）などの活動があげられます。

地域の活動団体などへの支援を行うとともに、地域活動の情報提供や活動内容の充実を図り、関心のある人が参加しやすくなるような環境を整えます。また、地域の方針決定の場への女性の登用を促進するため、行政区の区長・副区長・公民館長・副公民館長のうち、女性を1人以上起用することを目標に取り組みを行います。また、男女共同参画社会の説明会（出前講座）を各行政区で1回実施することを目標にします。

重点施策	目標
区長・副区長・公民館長・副公民館長に女性を起用	1人以上／1行政区
行政区への男女共同参画社会に関する講座の実施	1回／1行政区

1) 地域の活動団体のネットワークづくりを推進します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会ではボランティア連絡協議会を設置しています。 社会福祉協議会では個人の福祉ボランティアが登録を行い、活動しています。 町では、平成24年度に「遠賀町まちづくりボランティア人材バンク」を設置しました。ボランティアに関心のある個人が登録を行い、町のイベントなどで活動しています。 ひと・人応援団「どし」が、男女共同参画の取り組みのけん引役となり、活動を展開しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動団体のネットワークを整備します。 住民に対して、地域の活動団体やボランティア募集の情報提供を行うなど、地域活動参加のきっかけづくりに力を入れます。 ボランティア育成の研修会などを実施し、さまざまな場面でボランティア活動が広がるよう支援します。 ひと・人応援団「どし」などの活動団体との連携や取り組みを支援します。

担当課：生涯学習課・福祉課

2) 行政区における区長・副区長・公民館長・副公民館長への女性の起用を促進します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 各行政区に対し女性役員の登用を促し、意識啓発に努めるとともに、毎年各区における女性の登用状況についての調査を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政区に区長・副区長・公民館長・副公民館長に女性を登用するという目標を明示し、意識啓発を取り組みます。

担当課：福祉課・まちづくり課

3) 防災（減災）について、女性の視点の反映や参画を促進します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 防災会議の委員への女性の登用に努めています。 備蓄品の選定に女性の意見等が反映されるよう努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の防災会議、自主防災組織の委員に女性の参画を促進します。 備蓄品の選定や避難所運営について、両性の視点が反映される体制を整備します。

担当課：総務課

4) 行政区への情報提供、男女共同参画社会に関する講座を実施します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する講座を出前講座のメニューとして取り入れています。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政区で1回、男女共同参画社会の説明（出前講座）を行うことを目標とします。 他の自治体の先進的な取り組みについて情報提供に努めます。

担当課：福祉課・まちづくり課

(2) 男女がともに能力を発揮できる就業環境を整える

《現状の課題と今後の取り組み》

就業は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働くことによって達成感が得られ、自己実現につながるものです。

働きたい人が性別に関係なく能力を発揮できる環境を整える必要があります。現在遠賀町においても、職種や就業形態に男女で偏りがあり、職場における男女の扱いでは、男性が優遇されていると感じている人が多い状況も見られます。

町内事業所に対する取り組みとしては、入札参加資格申請提出時に男女共同参画の取り組みについてのアンケートの実施と啓発冊子の配付を行っています。今後も啓発を始めとした施策を推進していきます。

また一方で、出産後の女性の再就職を支援するための情報提供などを推進し、福岡県子育て女性就職支援センターと連携して、女性の就業支援の相談会等を年間1回開催することを目標とします。

重点施策	目標
女性の就業支援のための相談会等の実施	1回/年

1) 事業所や商工業者、農業従事者に男女共同参画の啓発を実施します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 町内事業所に対し、入札参加資格申請提出時に男女共同参画に関する取り組みについてのアンケートの実施と啓発冊子の配付を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に対し「男女雇用機会均等法[*]」などの関係法令や制度の周知徹底、啓発活動を行います。また、育児・介護休業制度[*]の定着のための、周知徹底、啓発活動を行います。 事業所や商工業者に対し、町や他の団体などが開催する講座やセミナーの情報提供などを行い、従業員の参加を促進します。
<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者の家族経営における男女の対等な関係を築けるよう、「家族経営協定[*]」の締結に向けた取り組みを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦での認定農業者加入促進に努め、その際に夫婦間の業務の割振りや労働条件を協議し「家族経営協定」に関しても締結促進に努めます。

担当課：福祉課・まちづくり課

2) 女性の就業支援のための情報提供や技術研修を実施します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none">福岡県子育て女性支援センターと連携して、年に1回の出張相談や子育て女性支援セミナーなどを実施しています。就業支援のための技術研修として、農業・商工業分野ではパソコンを使った簿記講座を実施しています。	<ul style="list-style-type: none">福岡県子育て女性支援センターと連携して、年に1回出張相談等を開催します。女性の就職支援のための情報提供も行っていきます。

担当課：福祉課

(3) 政策・方針決定の場への男女共同参画を進める

《現状の課題と今後の取り組み》

住民に身近な行政における政策・方針決定は、住民の生活に大きな影響を持っており、影響を受ける人の半数以上は女性であることから、女性の参画を進めることは重要です。遠賀町においては、平成23年度に「遠賀町女性人材バンク」を設置し、意欲のある女性、専門的分野に長けた女性、リーダー的能力を持つ女性などが登録しています。各審議会等の委員に登録者の女性を積極的に登用することで、政策・方針決定の場への女性の参画が増え、地方自治法（第202条の3）に基づく審議会への女性の登用率20%の目標を達成することができました。

今後の推進にあたっては、政策・方針決定の場へのさらなる女性の登用率の拡大に向け、女性の登用率を30%にすることを目標とします。その際、女性だけでなく男性に対しても、政策・方針決定の場への女性の参画に対する意識啓発を進めていきます。

重点施策	目標
女性人材バンク登録者数の拡大	登録者数30人
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会への女性の登用率	30%

1) リーダー育成のための講座や研修の情報提供や支援を行います。

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 町で女性リーダー育成のための研修会を実施していませんが、県等の機関が実施している研修会への参加を促しています。 福岡県の男女共同参画の海外研修制度である「女性研修の翼」の参加者募集を広報で行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性が政策・方針決定の場でも活躍できるよう、女性のためのリーダー育成研修の情報提供を行います。県内研修に関しては、交通費の支援を行います。 「女性研修の翼」や「日本女性会議」について情報提供を行います。

担当課：福祉課

2) 女性人材バンク登録者数の拡大に努めます。

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 1 月 1 日に女性人材バンクを設置しました。平成 26 年 10 月 1 日現在登録者数は 12 名です。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性人材バンクの広報・啓発を行い、登録者数 30 名を目指します。

担当課：福祉課・全庁的取り組み

3) 委員会など政策・方針決定の場への女性の登用を促進します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 委員会など政策・方針決定の場への女性の登用に向け、団体からの委員の推薦等については、積極的に女性を登用するよう促しています。 審議会等の女性委員を対象にした研修会を実施し、女性委員等のネットワークづくりを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の登用率の拡大を目指し、地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会の女性の登用率が 30% を超える目標を、各審議会などに明示します。 審議会委員などの任命については、女性人材バンクの活用などで、意識的に男女どちらかの性に偏らないように選出するよう、全庁的に取り組むための体制づくりを行います。 審議会・委員会などの女性役員のネットワークづくりを積極的に進めます。 女性のスキルアップのための研修会を実施します。

担当課：福祉課、全庁的取り組み

基本方針3 男女が自立し安心できる生活づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスを進める

《現状の課題と今後の取り組み》

男女共同参画社会の推進に向け、町が取り組むべきこととして、「介護サービスを充実する」「子育て支援を充実する」という意見が数多くあります。少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護などの家庭生活、その他の活動のバランスである、ワーク・ライフ・バランス※を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるような施策を推進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを進めるために、ワーク・ライフ・バランスに関する講座や研修を、年間1回を目標に行います。また、仕事をしながら育児や介護を行う労働者のためのサービスの充実や、その情報提供・相談体制の充実を図ります。

重点施策	目標
ワーク・ライフ・バランスの講座や研修の実施	1回/年

1) ワーク・ライフ・バランスについて、意識づくりの講座や研修を実施します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・国の女性就業促進・健康保持増進バックアップ事業を活用するなど、さまざまな形で行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスを推進するための講座や研修を、年間1回を目標に行います。商工会等を通じて、町内事業所に呼びかけを行い、男性の参加を促進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・男性が生活に必要な技術を身につけるため、男性料理教室を開催しています。参加者が高齢者で固定されてきているため、内容や土日開催などを検討しています。 ・母親、父親がともに育児に関わるため、「プレパパママ教室」などを実施しています。妊婦全員に個別通知を行っています。 ・親子のふれあいを目的にした「わんぱく教室」を父親も参加しやすい日曜・祝日にも開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性が参加しやすい子育て講座、料理教室や家事教室・介護教室などの開催と内容の充実を図ります。

担当課：福祉課・健康こども課・生涯学習課

2) 子育て・介護支援の充実を図ります

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・学童保育など多様なライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実や、その活用に向けた相談体制の充実に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・学童保育など子育て支援の充実に向けた取り組みを継続します。
<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳とあわせて父子手帳の交付を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・父子手帳の交付を継続します。
<ul style="list-style-type: none"> ・町が実施するイベントやセミナーなどには、保護者が気軽に訪れることができるように、託児ボランティアによる託児サービスを設けています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・託児サービス活用の取り組みを全庁的に行い、託児サービスの実施を拡大します。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援サービスやその活用に向けた相談体制の充実などに取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援や相談体制の充実に向けた取り組みを継続します。

担当課：健康こども課・福祉課・全庁的取り組み

3) 育児・介護について、情報提供や相談窓口を設置します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護について、それぞれホームページなどで情報提供を行っています。 ・新生児訪問時等に育児の相談や情報提供を行っています。 ・担当係で相談窓口を設置し、関係係が連携して育児や介護について、総合的な相談を受けています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児や介護についての情報提供を継続して実施します。 ・担当係で相談窓口を設置し、関係係が連携しワンストップで育児や介護について、総合的な相談を受ける体制を継続します。

担当課：福祉課・健康こども課

(2) 心と体の健康づくりを支援する

《現状の課題と今後の取り組み》

女性は妊娠や出産で、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。

男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理ができるようにするための健康教育・意識啓発を行うことが重要です。

また、世界的に男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進することが重要視されており、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]）に関する情報提供などの取り組みを進める必要があります。

女性も男性も、各人が互いの身体的特性を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていけるような社会の形成を目指して施策を推進していきます。

重点施策	目標
心や体の健康教育・意識啓発の実施	平成28年度

1) 相談体制の充実を図ります

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none">うつ病・育児ノイローゼや児童虐待・いじめ・介護の精神的負担・更年期障がいなどに対応するため、福祉課内で連携し相談を受けています。健康診査・保健指導などの予防事業を推進しています。	<ul style="list-style-type: none">心や体の健康などに関する相談は、庁内の連携を図り、相談体制を強化します。性差医療[※]などの心と体に関する知識の普及を図ります。また、心や体の健康教育・意識啓発を実施します。健康診査・保健指導などの予防事業を継続して実施します。

担当課：福祉課・健康子ども課・全庁的取り組み

2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど母性保護に関する情報提供を行います

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> • 女性に関しては、妊娠・出産までの一貫した母子保健サービスの提供を進めています。健康支援に対する情報提供をホームページなどで行っています。 • 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する情報提供を広報のコラムで行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> • 女性に対する母子保健サービスの提供と、それに関する情報提供を継続します。 • リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど母性保護に関する意識啓発を継続します。

担当課：健康こども課・福祉課

(3) 男女共同参画に関わる人権侵害の根絶と被害者の支援を進める

《現状の課題と今後の取り組み》

ドメスティック・バイオレンス※(DV)、セクシュアル・ハラスメント※(セクハラ)は、決して許されない重大な人権侵害で、被害者の多くは女性です。このことは、多くの人々に関わる社会的問題であり、男女の固定的役割意識、経済力の格差など、社会の構造的問題として把握し、解決していくことが求められています。

この他にもストーカー行為※を含めた人権侵害に対して、意識啓発を行うとともに、被害者支援の取り組みに力を入れていきます。

重点施策	目標
男女共同参画に関わる暴力に関する講座・研修や啓発の実施	1回/年

1) DV・セクハラ・ストーカー行為の根絶に向けて啓発を推進します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> • DV防止に関する講座を、男女共同参画セミナーにて行いました。 • DVやストーカー行為などの防止については、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報に特集記事を掲載し、情報提供や啓発、相談窓口の周知に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> • どのような行為が人権侵害にあたるのかや、行為が被害者の生活・生命を脅かすことへの理解に向けた啓発に取り組みます。 • 男女共同参画週間、健康福祉まつり、講座などあらゆる機会を活用した啓発に取り組みます。 • 男女共同参画に関わる暴力に関する講座・研修や啓発の実施を、年間1回を目標に行います。

担当課：福祉課

2) 庁内の関係課が連携し、相談体制の充実を図ります

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> • DV等の専用相談窓口「おんがホットライン」を開設しています。 • 人権相談、心配ごと相談（弁護士による法律相談）を行っています。また、被害者の生活・就労相談に対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> • DV等に関する相談はだけでなく、被害者の生活、就労、法的な手続きなどの相談先等を整理し、被害者の要望等に対応できるようにします。
<ul style="list-style-type: none"> • 平成25年度にDV等の被害者の支援に対応するため、DV等対策庁内連絡会議を設置しました。 • DV被害者の個人情報保護の取り組みを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内の関係係長で構成された庁内連絡会議を必要に応じて開催し、DV等被害者の支援・相談体制の強化や情報提供に努めます。 • 被害者保護の観点から被害者情報の非開示について、庁内で情報を共有し管理の徹底を図っていきます。

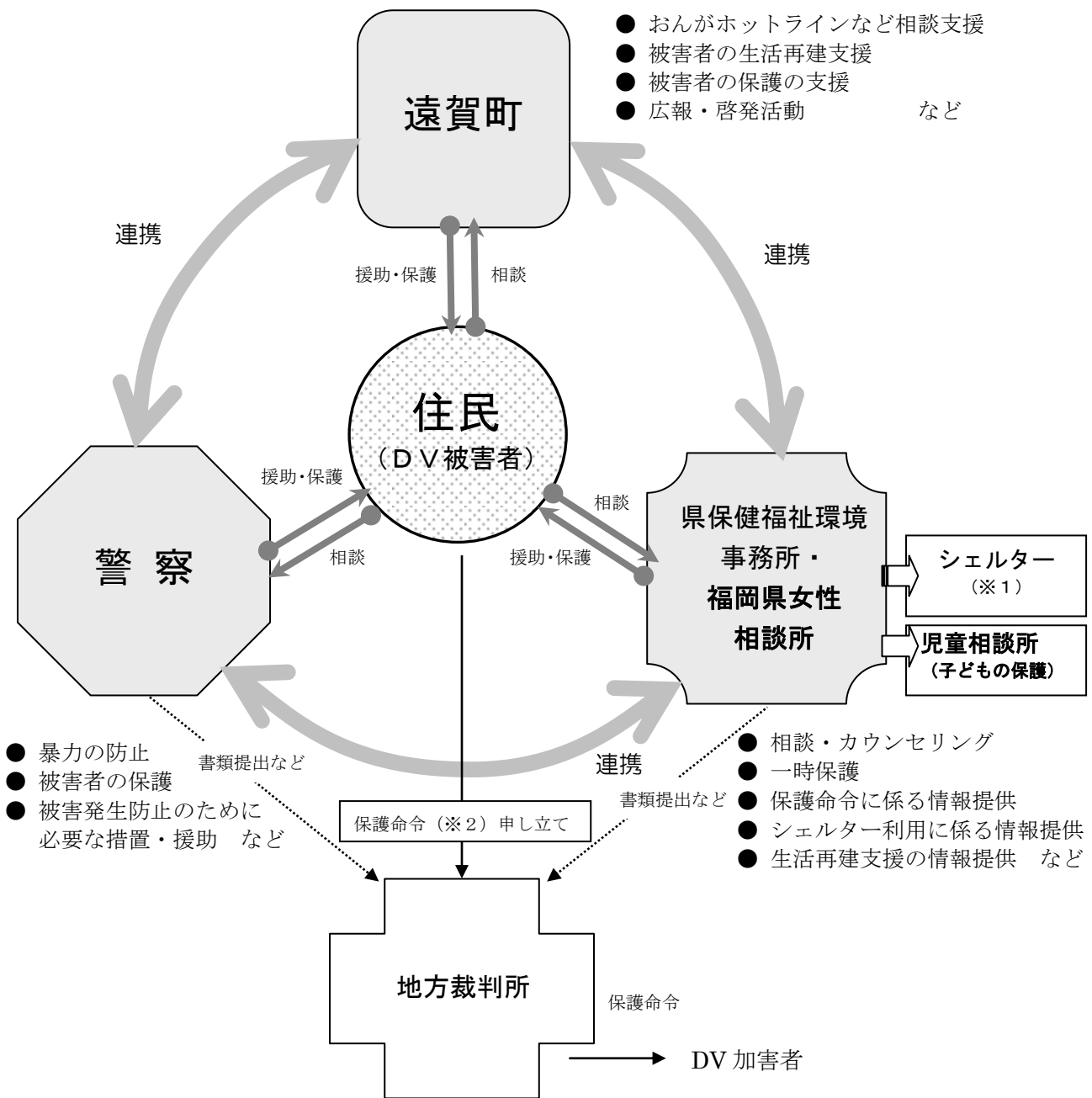
担当課：福祉課・全庁的取り組み

3) 県保健福祉環境事務所や警察等と連携し、被害者保護を支援します

現状の取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> • DV等被害者やその家族の保護の支援に関して、遠賀保健福祉環境事務所、福岡県女性相談所、警察署などと連携して取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> • ネットワーク体制（P22 参照）を整備し、関連機関と連携して、被害者保護の支援の強化に取り組めます。 • 相談窓口の周知や情報提供をさまざまな機会を捉えて行います。

担当課：福祉課・全庁的取り組み

＜ドメスティック・バイオレンス（DV）に関するネットワーク＞



（※1）シェルター

DV被害者やその家族が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設。カウンセリングや被害者の自立支援に向けた準備の場としての役割も果たします。シェルターでの保護後の自立に向けた生活支援も重要です。

（※2）保護命令

配偶者から受ける身体に対する暴力などにより、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるとき、配偶者に対して発する命令です。①被害者への接近禁止命令（つきまといや、住居・勤務先などの付近のはいかいを禁止）、②被害者への電話等禁止命令（面会要求、連続しての電話や電子メール、名誉を害する行動などの禁止）、③被害者の同居の子への接近禁止命令（被害者と同居する未成年の子に対する接近禁止）、④被害者の親族等への接近禁止命令（親族など被害者と密接に関係する者への接近禁止）、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令（配偶者の住居からの退去や付近のはいかいを禁止、期間は2ヶ月）の5つの類型があります。

第4章 計画の推進体制、重点施策

1. 推進体制

庁内男女共同参画推進委員会の設置、職員研修の実施

- 計画を総合的かつ効果的に推進するため、役場内の推進組織として、男女共同参画推進委員会を設置し、推進に向けての助言などを行います。また、定期的に行われる男女共同参画ワーキングでは、各課の進捗状況を把握します。
- 遠賀町DV（ドメスティック・バイオレンス）等対策庁内連絡会議を定期的に行い、DV被害者等の支援や情報の共有を行います。
- 男女共同参画を推進するには、町職員の意識改革が重要なため、職員に対する研修、啓発を実施します。

男女共同参画審議会の設置

- 地域と行政をつなぎ男女共同参画社会を推進していくけん引役として、地域の活動団体の代表や有識者などからなる男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画社会推進計画の進捗状況の把握や、男女共同参画に関する町の施策について意見交換を行います。

男女共同参画に対する住民意識調査の実施

- 計画の進捗状況や事業の成果を把握し、方向性を見直すため、平成31年度に住民の意識調査を実施します。

2. 重点施策・目標一覧

基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり

重点施策	担当課	H27	H28	H29	H30	H31
「男女共同参画社会」の啓発 (P5)	福祉課 全庁的取り組み	認知度 90% —————▶
児童・生徒に対する男女共同参画教育の実施 (P7)	学校教育課	1時間 / 年▶
男性を対象にした講座や研修の実施 (P9)	福祉課 生涯学習課	2回 / 年▶

基本方針2 男女がともに活躍できる社会環境づくり

重点施策	担当課	H27	H28	H29	H30	H31
区長・副区長・公民館長・副公民館長に女性を起用 (P10)	福祉課 まちづくり課	1人 / 1行政区▶
行政区へ男女共同参画社会に関する講座の実施 (P10)	福祉課 まちづくり課	1回 / 1行政区▶
女性の就業支援のための相談会等の実施 (P12)	福祉課	1回 / 年▶
女性人材バンク登録者数の拡大 (P14)	福祉課 全庁的取り組み	登録者数 30人▶
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会への女性の登用率 (P14)	福祉課 全庁的取り組み	女性登用率 30%▶

基本方針3 男女が自立し安心できる生活づくり

重点施策	担当課	H27	H28	H29	H30	H31
ワーク・ライフ・バランスの講座や研修の実施 (P16)	福祉課 健康こども課 生涯学習課	1回 / 年▶
心や体の健康教育・意識啓発の実施 (P18)	福祉課 健康こども課	●—————▶▶
男女共同参画に関わる暴力に関する講座・研修や啓発の実施 (P20)	福祉課 健康こども課	1回 / 年▶

【用語解説】

あ行

※ 育児・介護休業制度

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）に規定されている労働者の育児・介護休業について、事業主が制度を設けるものです。育児・介護休業法では、子どもの養育や高齢者の介護などのために、従業員が休みを取ることができる制度の設置などを事業主が講ずることなどにより、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることされています。

※ 遠賀町ひと・人応援団「どし」

平成 10 年（1998 年）4月に実施した教育委員会・生涯学習課主催の「女性セミナー」の受講生らが、平成 14 年（2002 年）9月に子育て応援団「どし」を設立し、「ほっと・HOT 子育て講座」を開講し、さらに平成 16 年（2004 年）4月には、「託児ボランティア養成講座」を開講しました。また「女性セミナー」は、平成 15 年（2003 年）4月に「男・女セミナー」へと改称されました。

平成 17 年（2005 年）4月には、「男・女セミナー」・「ほっと・HOT 子育て講座」「託児ボランティア養成講座」を、総合的に運営するボランティア団体として、現在のひと・人応援団「どし」となりました。年間を通して、男女共同参画や子育てに関するセミナーや講習会を 10 回程度開催しています。

か行

※ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

家族経営協定は、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間・労働報酬・休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。

さ行

※ ジェンダー

肉体的な性別に対して、「男らしさ」、「女らしさ」のように、歴史的・社会的・文化的につくられた性別を指します。社会やしつけ、教育によって後天的に形成されるものとされています。

※ ストーカー行為

恋愛感情その他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことから、特定の人やその家族などに対して待ちぶせやつきまとい、乱暴な言動、名誉を害する行為などを繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定しています。

※ 性差医療

昭和55年（1980年）以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療です。疾患における性差の例としては、狭心症については男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることも多いのですが、女性は心筋の微細な血管の流れが悪くなることによるものが多いことがあげられます。

※ セクシュアル・ハラスメント（セクハラと略されることもあります）

性差別の具体的な現れとして、職場や学校などで起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触・性関係の強要・性的なうわさの流布・衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

た行

※ ドメスティック・バイオレンス（DVと略されることもあります）

広い意味で、家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障がい者など）への虐待や暴力をいいます。一般的には夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力を指します。

※ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女が等しく政治的・経済的・社会的及び文化的利益を得ることができ、ともに責任を担うべき社会を目指すものです。

「参画」とは、単なる参加ではなく、積極的に意思決定に加わるという意味が込められています。

※ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画政策推進の包括的根拠法。男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、基本理念・方向を示し、国・自治体・国民の責務を定め、取り組みを推進するための法律です。

※ 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。

雇用の分野で、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律です。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とします。

ら行

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、今日、女性の人権の重要な一つと考えられるようになってきました。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

わ行

※ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。



バランス生活  ハッピーライフ